

第 37 回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 12 月 11 日（火） 9 時 31 分～10 時 36 分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3 階 委員会室

3. 出席農業委員 (14 名)

1 番委員	古 川 榮	2 番委員	角 田 晃 一	3 番委員	欠
4 番委員	丹 代 純 嗣	5 番委員	佐 藤 徳 樹	6 番委員	小山内 知 寛
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	小田桐 志賀子	9 番委員	今 井 龍 美
10 番委員	福 士 弘	11 番委員	齋 藤 美也子	12 番委員	欠
13 番委員	山 口 知 治	14 番委員	白 戸 昭 夫	15 番委員	欠
16 番委員	欠	17 番委員	齋 藤 久 嗣	18 番委員	欠番
19 番委員	三 浦 勝 志				

4. 欠席農業委員 (4 名)

3 番委員	三 浦 良 孝	12 番委員	大 川 哲 彌	15 番委員	葛 西 雅 博
16 番委員	柴 田 博 明				

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8 名)

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-2	今 井 三 男	平賀-3	七 戸 茂 春
平賀-4	工 藤 勉	平賀-5	谷 川 信 秀	尾上-1	小 野 良
尾上-2	葛 西 均	碓ヶ関	平 山 純 一		

6. 出席事務局職員 (3 名)

事務局長補佐	小田桐 功 幸	農地係長	中 嶋 一 朗	農地係主事	笹 村 慎一郎
--------	---------	------	---------	-------	---------

7. 議事日程等

第 1 開 会

第 2 会期の決定

第 3 議事録署名者並びに説明者の指名

第 4 書記の指名

第 5 上程議案

議案第 140 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 141 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 142 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 143 号 平成 31 年度平川市農作業標準賃金について

議案第 144 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか

- 否かの判断について
- 報告第 90 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告第 91 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 92 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 93 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について
- 報告第 94 号 農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 報告第 95 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉会

8. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 31 分]

議長
(山口 知治)

これより第 37 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 14 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名するにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
1 番古川委員、2 番角田委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、小田桐事務局長補佐、中
嶋農地係長、笹村主事の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 140 号から議案第 144 号

笹村主事

まで5件、ほかに報告が6件でございます。

それでは、議案第140号を議題とし、事務局に説明を求めます。

(議案第140号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第3条調査書」と合わせてご覧ください。

2ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が4件、面積10,953平方メートル、田3筆8,463平方メートル、畑3筆2,490平方メートルとなっています。

10ページをご覧ください。

今回の賃貸借権設定は件数が26件、面積146,862.81平方メートル、田79筆121,363.81平方メートルで、畑9筆25,499平方メートルとなっています。

12ページをご覧ください。

今回の使用貸借権設定は件数が3件、面積19,635平方メートルで、田10筆15,493平方メートル、畑9筆4,142平方メートルとなっています。

それでは、2ページをご覧ください。

今回の3条所有権移転の申請事由は、整理番号177番は、第三者間の贈与による所有権移転です。

整理番号178番、179番は、譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号180番は、譲受人の新規就農による売買です。

売買価格は、

整理番号178番 総額 150,000円 10アール当たり 64,461円

整理番号179番 総額 1,000,000円 10アール当たり 333,223円

整理番号180番 総額 1,500,000円 10アール当たり 274,625円

となっております。

なお、整理番号179番は、42ページ整理番号122番と、整理番号180番は、41ページ整理番号120番と関連する案件です。

次に、3ページをご覧ください。

今回の3条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号298番から整理番号305番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

整理番号306番から323番は、基盤法から3条への再設定による賃貸借権設定です。

なお、整理番号298番は、44ページ整理番号75番と、整理番号299番は、40ページ整理番号114番と、整理番号300番は、40ページ整理番号112番と、整理番号302番は、40ページ整理番号113番と関連する案件です。

次に、11ページをご覧ください。

今回の3条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号74番から整理番号

76 番は、再設定による使用貸借権設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

それでは、6 番、小山内委員から、所有権移転の整理番号 177 番の報告をお願いします。

6 番小山内委員

所有権移転の整理番号 177 番について、現地を確認してきました。

譲渡人の第三者への贈与との事です。

譲受人は、市内在住の業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、所有権移転の整理番号 178 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

所有権移転の整理番号 178 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、所有権移転の整理番号 179 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

所有権移転の整理番号 179 番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は、市内在住の農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、17 番、齋藤委員から、所有権移転の整理番号 180 番の報告をお

願います。

17 番齋藤委員

所有権移転の整理番号 180 番の報告について、現地を確認してきました。

譲受人の新規就農による売買との事です。

譲受人は、新規就農者ではありますが、ミニトマトを作付するとのことで、導入予定のものを含めて農業機械を取り揃え、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域との調和要件や周辺への支障もないと思われ、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 298 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 298 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 299、300 番は、15 番、葛西委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

笹村主事

15 番、葛西委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 299 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は認定農業者の農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号 300 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長	次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 301 番の報告をお願いします。
1 番古川委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 301 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市外在住の農業者で、市内の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、尾上-1、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 302 番の報告をお願いします。
尾上-1 小野推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 302 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は認定農業者の農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 303 番の報告をお願いします。
尾上-2 葛西推進委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 303 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 304 番の報告をお願いします。
2 番角田委員	<p>賃貸借権設定の整理番号 304 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>

議長 次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 305 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員 賃貸借権設定の整理番号 305 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、17 番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号番 306 番の報告をお願いします。

17 番齋藤委員 賃貸借権設定の整理番号 306 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 307 番の報告をお願いします。

1 番古川委員 賃貸借権設定の整理番号 307 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。

議長 次に、尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 308 番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員 賃貸借権設定の整理番号 308 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市外在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号309、310番の報告をお願いします。

9番今井委員

賃貸借権設定の整理番号309番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

次に、賃貸借権設定の整理番号310番について、現地を確認してきました。

借受人は、市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、17番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号311番の報告をお願いします。

1番齋藤委員

賃貸借権設定の整理番号311番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に尾上-2、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号312番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

賃貸借権設定の整理番号312番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、17番、齋藤委員から、賃貸借権設定の整理番号313番の報告をお願いします。

- 17 番齋藤委員 賃貸借権設定の整理番号 313 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、2 番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号 314 番の報告をお願いします。
- 2 番角田委員 賃貸借権設定の整理番号 314 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、4 番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号 315 番の報告をお願いします。
- 4 番丹代委員 賃貸借権設定の整理番号 315 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。
- 議長 次に、賃貸借権設定の整理番号 316 番は、12 番、大川委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。
- 笹村主事 12 番、大川委員より報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。
賃貸借権設定の整理番号 316 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。
借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

- 議長 次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 317 番の報告をお願いします。
- 1 番古川委員 賃貸借権設定の整理番号 317 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
- 議長 次に、9 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 318 番から 320 番の報告をお願いします。
- 9 番今井委員 賃貸借権設定の整理番号 318 番、319 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。次に、賃貸借権設定の整理番号 320 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
- 議長 次に、14 番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号 321 番の報告をお願いします。
- 14 番白戸委員 賃貸借権設定の整理番号 321 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。以上です。
- 議長 次に、10 番、福士委員から、賃貸借権設定の整理番号 322 番の報告を

お願いします。

10 番福士委員

賃貸借権設定の整理番号 322 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は認定農業者の農地所有適格法人で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14 番、白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号 323 番の報告をお願いします。

14 番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号 323 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、9 番、今井委員から、使用貸借権設定の整理番号 74 番の報告をお願いします。

9 番今井委員

使用貸借権設定の整理番号 74 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市外在住の農業者で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、2 番、角田委員から、使用貸借権設定の整理番号 75 番の報告をお願いします。

2 番角田委員

使用貸借権設定の整理番号 75 番について、現地を確認してきました。
借受人の再設定による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長	次に、碓ヶ関、平山推進委員から、使用貸借権設定の整理番号 76 番の報告をお願いします。
碓-平山推進委員	<p>使用貸借権設定の整理番号 76 番について、現地を確認してきました、借受人の再設定による使用貸借との事です。</p> <p>借受人は、市内在住の農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。</p> <p>それでは、貸借権設定の整理番号 312 番を除き、質疑、ご意見を求めます。</p>
平-5 谷川推進委員	貸借権設定の整理番号 313 番について、賃借料が総額りんご 15 箱とあるのですが、りんご 1 箱でいくらくらいになるのですか。
笹村主事	当案件の 10 アール当たり賃借料はりんご 2.8 箱で、1 箱あたり 3,900 円です。
平-5 谷川推進委員	わかりました。
議長	<p>ほかに質疑、ご意見等ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>貸借権設定の整理番号 312 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、貸借権設定の整理番号 312 番を除き、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、貸借権設定の整理番号 312 番につきましては、14 番、白戸委員に関する事項ですので、退席を求めます。</p> <p>(14 番 白戸委員 退席)</p>
議長	それでは、貸借権設定の整理番号 312 番について質疑、ご意見を求め

ます。

(「なし」の声あり)

議長

賃貸借権設定の整理番号 312 番を原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 312 番を原案のとおり
決定いたします。

14 番、白戸委員の入室を許可します。

(14 番 白戸委員 入室、着席)

議長

次に、議案第 141 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 141 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合
わせてご覧ください。

14 ページをご覧ください。今回の 5 条転用許可申請は、所有権を移転
する案件が 1 件、田 1 筆、面積 330 平方メートルです。

整理番号 42 番は 15 ページが位置図、16 ページが案内図、17 ページが
土地利用計画図です。

申請地は、小和森小学校から西へ約 720 メートルに位置する大光寺集
落内の農地です。

転用目的は「普通住宅建築用地」です。

農地区分については、申請地を含めて一団で存在する農地を分断する
要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることか
ら、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続して
設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとなっ
ており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書
類を確認したところ、特に問題はありませんでした

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許
可相当と考えられます。

以上です。

議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査に立ち会いました、4 番丹代委員、補足説明がありましたらお願いします。</p>
4 番丹代委員	<p>所有権移転の整理番号 42 番について、12 月 3 日に現地を確認してきました。</p> <p>今回の申請地は、小和森小学校から西へ約 720 メートルに位置する、大光寺集落内の農地です。</p> <p>転用目的は普通住宅の建築とのことで、現地では申請者の代理人に対あっていたることができました。</p> <p>本件は所有者の甥への所有権移転で、他法令の許可などについても許可の見込みを得ております。</p> <p>先ほどの事務局の説明より、本件の農地区分は第一種農地と考えられますが、不許可の例外に該当し、一般基準も満たしております。</p> <p>よって、今回の申請は問題がないものと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第 141 号について、質疑、ご意見を求めます。</p>
尾-1 小野推進委員	<p>とても良い位置の土地なので、参考までに売買価格を教えてください。</p>
笹村主事	<p>本案件は親族間であるため、金銭のやり取りのない贈与での所有権移転となっております。</p>
尾-1 小野推進委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ほかに質疑、ご意見等ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>ないようですので、議案第 141 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第 141 号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第 142 号を議題とし、事務局に説明を求めます。</p>

笹村主事

(議案第 142 号表題部読上げ後)

21 ページをご覧ください。

今回の所有権移転は件数が 9 件、面積 22,274 平方メートルで、田 17 筆 19,519 平方メートル、畑 3 筆 2,755 平方メートルとなっております。

23 ページをご覧ください。

今回の利用権設定は件数が 5 件、面積 41,908 平方メートルで、田 12 筆 21,800 平方メートル、畑 11 筆 20,108 平方メートルとなっております。

それでは所有権移転の案件から説明いたします。

整理番号 195 番は、譲受人の耕作便利による売買です。

整理番号 196 番から 203 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 196 番は、41 ページ整理番号 117 番と、整理番号 197 番は、40 ページ整理番号 116 番と、整理番号 198 番は、40 ページ整理番号 115 番と、整理番号 199 番は、41 ページ整理番号 118 番と関連する案件です。

続いて利用権設定の案件について説明いたします。

整理番号 156 番は借受人の経営拡大による利用権設定です。

整理番号 157 番から 159 番は貸借期間の満了に伴う再設定による利用権設定です。

整理番号 160 番は、農地中間管理事業による利用権設定です。

なお、整理番号 156 番は、44 ページ整理番号 77 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議は 11 番齋藤委員、12 番大川委員が出席されました。

補足説明がありましたらお願いします。

11 番齋藤委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 195 番 総額 2,917,500 円 10 アール当たり 300,000 円

整理番号 196 番 総額 14,400 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 197 番 総額 38,000 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 198 番 総額 98,400 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 199 番 総額 34,800 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 200 番 総額 413,250 円 10 アール当たり 150,000 円

整理番号 201 番 総額 300,000 円 10 アール当たり 179,319 円

整理番号 202 番 総額 1,152,600 円 10 アール当たり 300,000 円

整理番号 203 番 総額 284,835 円 10 アール当たり 85,000 円
となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、議案第 142 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 142 号について、原案のとおり決定することにご異議ござい
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 142 号を原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 143 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第 143 号表題部読上げ後)

25 ページをご覧ください。

左側が平成 30 年中に公表している一覧表で、右側が平成 31 年中に公
表する予定の一覧表ですが、議案は空欄になっており、本日の審議にお
いて決定したものを公表することになります。

審議に当たり雇用労賃に関しては、今日現在で青森県の最低賃金が 1
時間当たり 762 円となっており、1 日 8 時間当たりの日額に換算すると
6,096 円となりますので、表記のとおり 6,100 円以上となることが望ま
しいと思われま。

以上です。

議長

事務局 (案) 配布のため、暫時休憩いたします。

[休 憩 10 時 12 分]

[会議再開 10 時 16 分]

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

只今配布いたしました事務局 (案) について、事務局より補足説明を
お願いします。

笹村主事

只今お配りした「平成 31 年農作業標準賃金・料金表 (案)」において、
臨時雇用労賃及び請負料金 (オペレーター付き) については、11 月 9 日

に、会長・会長職務代理・事務局で協議した結果、臨時雇用労賃は、最低賃金が上昇していることから、オペレーターの1時間当たりの賃金を除き、最低賃金を下回らないよう賃金上昇率に応じて引き上げたいと思っております。

なお、オペレーターの1時間当たりの賃金については、地域の団体三者に調査をした結果、二者が1,000円、一者が1,050円ということで、平成31年は据置で1,000円としました。

また、請負料金についても、10年来ほとんど同額で推移していること、更には燃料費の高騰により、賃金の上昇率に応じて引き上げとしました。以上です。

議長

事務局の補足説明が終わりました。
それでは、議案第143号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第143号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第143号を原案のとおり決定いたします。
次に、議案第144号を議題とし、事務局に説明を求めます。

笹村主事

(議案第144号表題部読上げ後)

36ページをご覧ください。

平賀地域が86筆で121,381.15平方メートル、尾上地域が5筆で7,258平方メートル、碓ヶ関地域が96筆で129,007.02平方メートル、市全体で187筆257,646.17平方メートルの耕作放棄地について、農地か否かの判断を求めるものです。

これらの農地については、農地パトロールなどで現場を確認したあと、事務局で所有者等に対し非農地決定に関する意向調査を行っています。

その結果、非農地とすることについて、特に意見は寄せられませんでした。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第144号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

中山間地域との兼ね合いはどうなっているのでしょうか。

笹村主事 中山間対象農地だけでなく、多面的対象農地についても、事前に確認しており、こちらのリストには含まれておりません。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 議案第 144 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第 144 号を原案のとおり決定いたします。次に、報告 6 件を一括して、事務局から説明願います。

笹村主事 (報告第 90 号表題部読上げ後)
38 ページをご覧ください。
平成 30 年 9 月から 11 月までの 3 か月間の届出件数は 12 件で、面積は 111,784 平方メートル、田 33 筆、畑 49 筆となっています。

(報告第 91 号表題部読上げ後)
42 ページをご覧ください。
今回の届出件数は 11 件、面積 29,066 平方メートルで、田 10 筆 17,617 平方メートル、畑 8 筆 11,449 平方メートルとなっています。
整理番号 112 番は、他者へ貸付するため解約するものです。
整理番号 113 番、114 番は、農地所所有適格法人へ貸付するため解約するものです。
整理番号 115 番から 117 番は、借主へ売買するため解約するものです。
整理番号 118 番は、一部借主へ売買し残地は自作するとの事です。
整理番号 119 番は、貸主の都合のため解約するもので、解約後は自作するとの事です。
整理番号 120 番、122 番は、他者へ売買するため解約するものです。
整理番号 121 番は、借主の都合のため解約するもので、解約後は自作するとの事です。
なお、整理番号 112 番は、3 ページ整理番号 300 番と、整理番号 113 番は、4 ページ整理番号 302 番と、整理番号 114 番は、3 ページ整理番号

299番と、整理番号115番は、19ページ整理番号198番と、整理番号116番は、19ページ整理番号197番と、整理番号117番は、19ページ整理番号196番と、整理番号118番は、20ページ整理番号199番と、整理番号120番は、2ページ整理番号180番と、整理番号122番は、2ページ整理番号179番と関連する案件です。

(報告第92号表題部読上げ後)

44ページをご覧ください。

今回の届出件数は3件、面積が13,974平方メートルで、田7筆 10,730平方メートル、畑3筆3,244平方メートルとなっています。

整理番号75番は、第三者へ貸付するため解約するものです。

整理番号76番は、借受人の都合により解約するものです。

なお、解約後は自作するとの事です。

整理番号77番は、農地所有適格法人へ貸付するため解約するものです。

なお、整理番号75番は、3ページ整理番号298番と、整理番号77番は、22ページ整理番号156番と関連する案件です。

(報告第93号表題部読上げ後)

46ページをご覧ください。

今回の5条転用届出件数は1件で、畑1筆、面積424平方メートルです。

整理番号16番は、47ページが位置図、48ページが案内図、49ページが土地利用計画図です。

届出地は、金屋地区多目的研修施設から西へ約200メートルに位置する金屋集落内の農地で、転用目的は普通住宅です。

(報告第94号表題部読上げ後)

51ページをご覧ください。

今回報告する賃借料情報は平成29年1月から平成30年11月までの23か月間に賃貸借権設定をした案件を集計した結果で、平均額・最高額・最低額・データ数(筆数)で表記しています。

なお、物納換算額に関しては、中段の「注2」に示しているとおりで、11月9日に、会長・会長職務代理・事務局の三者において協議し決定したものです。

また、「注2」の冒頭に示されているとおり、「田」の部については、近年の米価の変動を踏まえ、現状に即した賃借料情報の提供をするため、賃借料情報は「物納」を基準として設定することを報告します。

(報告第 95 号表題部読上げ後)

53 ページをご覧ください。今回の届出件数は 1 件で、田 2 筆、面積 1,217 平方メートルです。

整理番号 22 番は、54 ページが位置図、55 ページが案内図、56 ページが土地利用計画図となります。

届出地は、大坊温泉から南西に約 270 メートルに位置する農地で、盛土後は野菜を作付するそうです。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

平-3 七戸推進委員

農地改良届出書についてなのですが、届出をせずに盛土等をしている農地がありますが、罰則はないのですか。

小田桐事務局長補佐

届出なので、罰則はありません。

平-3 七戸推進委員

罰則はなくとも、建設協会等へ盛土等をする際は届出をするよう指導した方がよいと思います。

小田桐事務局長補佐

建設業者の方が窓口にいらっしゃることが多々あるため、転用の申請のみでなく、盛土等農地改良を行う場合も届出をするようお願いをしております。

平-3 七戸推進委員

畑として利用するためであれば問題はありますが、盛土した農地が農地以外の目的で使われる案件もあるため、指導を徹底すべきだと思います。

議長

事務局だけでなく委員・推進委員でも呼びかけをしていくということをお願いします。

ほかに何かありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

[閉会 10 時 36 分]